

鴻巣市立コミュニティセンター使用料減免申請取扱いについて
(鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号関係)

平成 21 年 1 月 23 日決裁

- 当該年度の使用料の減免を受けようとする団体は前年度の 1 月、申請受付期間中（概ね 1 月初旬から中旬）に使用料減免申請書及びその他書類をくらし支援課又はコミュニティセンター窓口へ提出し、審査の後承認を受ける。（承認書発行までの標準処理期間 7 日）
- 有効期限は当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの利用とする。
- 申請受付期間後の減免申請も受け付けるが、承認日以降の利用申請から減免対象となる。
- 当該年度の利用に際し使用料の減免を受けたい場合、利用許可申請書の提出時に窓口へ使用料減免承認書を提示する。承認書の提示がない場合は、たとえ承認を受けた団体名での申請であっても減免はできない。
- 個人利用についてはコミュニティ施設の設置目的からはずれるため利用できないので減免対象外である。

免除対象団体

- 鴻巣市社会福祉協議会及び各支部
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書
- 鴻巣市シルバー人材センター
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書
- 鴻巣市施設管理公社
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書
- 鴻巣市自治会連合会、地区自治会連合会
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書

減免対象団体

- 構成員の 50% 以上が市内在住であり、かつ、50% 以上を中学生以下の子どもで構成する団体（50% 減額）
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書
団体の概要、過去 1 年間の活動実績を記した書類
直近の会員名簿（住所、生年月日明記）

- 構成員の 50%以上が市内在住であり、かつ、50%以上を障がい者で構成する団体（50%減額）
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書
団体の概要、過去 1 年間の活動実績を記した書類
直近の会員名簿（住所、障がい者手帳番号明記）
- 市内高等学校が行う学校行事と教育の拡充目的での使用（50%減額）
提出書類：コミュニティセンター使用料減免申請書

審査基準

- 対象団体となる資格を有するか。概要、名簿で確認。条件を満たさない場合不許可

※他の施設を通常利用し減免承認を受けている団体に対する特例措置
他の施設に空きがなく代替施設としての利用依頼（文書又は口頭）が当該施設からあった場合はその団体の利用については減免とする。

適用

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日利用分から適用する。

参考：規則第 8 条第 1 項第 1 号該当団体（所管する施設を含む。）

- 鴻巣市、鴻巣市教育委員会、鴻巣市選挙管理委員会、鴻巣市農業委員会、鴻巣市監査事務局、鴻巣市議会事務局及び市内にある国・県の行政機関